

入間市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	・・・ 1
2	基本的方向	・・・ 1
3	計画期間	・・・ 1
4	対象品目	・・・ 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	・・・ 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	・・・ 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	・・・ 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	・・・ 4、5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	・・・ 6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	・・・ 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	・・・ 7、8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	・・・ 8

入 間 市 分 別 収 集 計 画

令和元年6月21日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当市の廃棄物処理施設である総合クリーンセンターは建設から23年余りが過ぎており、機械等の点検・整備や施設の修繕・改修工事により安全・安心な施設運営管理に取り組んでいる。また、最終処分場の残余容量は約10年分となっているが、更なる延命化を図るための施策を展開しなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体になって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 生産者、販売業者、消費者の理解と協力を得ながら、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進していく。
- (2) フリーマーケットの開催やリサイクル品の販売を通じて、ごみに関する意識の向上を図る。
- (3) 効率的な分別収集、中間処理及び最終処分に係る調査・研究、情報収集・提供を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他ガラス）、飲料用紙製容器、ダンボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	10,429	10,372	10,310	10,245	10,172
内訳					
金属缶					
スチール缶	356	354	352	350	348
アルミ缶	450	447	444	442	438
ガラスびん					
無色ガラス	961	956	950	944	937
茶色ガラス	807	802	797	792	787
その他ガラス	341	339	337	335	333
紙製の容器包装					
飲料用紙パック	263	262	260	259	257
ダンボール	1,596	1,588	1,578	1,568	1,557
その他の紙製容器包装	1,410	1,402	1,394	1,385	1,375
プラスチック製の容器包装					
ペットボトル	790	786	781	776	770
白色トレイ	124	123	123	122	121
その他のプラスチック製容器包装	3,331	3,313	3,294	3,272	3,249

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するため、以下の方策を実施する。

①入間市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に規定された審議会で、一般廃棄物処理基本計画（案）の審議等を通じて、今後のごみ処理全般に関し当市の方向性を検討する。その中で、容器包装廃棄物の排出抑制、分別、資源化等を具現化していく。

②入間市ごみ減量化等推進協力会

市民、事業者等の各種団体で組織された協力会であり、イベント開催時等でのごみ減量化、再利用、再資源化等の実践的な取り組み及び啓発活動等を行う。

③入間市資源再利用奨励補助金交付制度

市登録の198団体（平成31年2月1日現在）により、年間約2千トンの廃棄物（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維、金属、生きびん）が市民の自主的な活動により資源化されている。今後もこれらの活動を継続的に支援していく。

④リサイクルプラザの活用

平成11年度に開設したリサイクルプラザにおいて、廃棄物の減量化、資源化について市民への啓発、調査研究を行う。また各種ボランティアグループの育成を図る。

廃棄物として収集した物のなかから、修理等を行い再利用が可能なものは、リサイクルプラザで販売し、減量化、再利用の普及を図っていく。

マイバック運動や「ひとり1日100gのごみ減量」運動のさらなる推進を図る。

⑤減量説明会・出前講座

ごみの処理の現状を紹介した上で、減量・リサイクルなどの3Rについて、一層取り組んでもらうよう、自治会や各種グループに対して職員が出向き説明を行う。

⑥施設見学の受け入れ

総合クリーンセンター及びリサイクルプラザには、年間2千数百人の人々が施設見学等に来場する。このような機会をとらえ、各家庭でのごみの減量化、分別、出し方について啓発していく。

⑦受託研修の受け入れ

教員や中学生を研修生として受け入れ、不法投棄廃棄物の回収、分別等を実体験してもらおう。清掃行政の現状を伝え、ごみに対する意識を醸成する。

⑧分別の徹底

約2千数百品目にわたるごみの分別やごみの分け方・出し方をまとめた冊子「ごみチャンネル」を平成27年度に改訂版を作成し、各家庭に配布した。

今後も定期的に発行し、分別意識の高揚を図る。

⑨簡易包装の推進

市民、商業者等により「簡易包装・マイバック推進キャンペーン」を実施する。簡易包装の商品購入やマイバック持参、リサイクル品の販売等を行いごみの排出抑制、減量化について啓発運動を展開する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、入間市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源ごみ [缶] (飲料缶・果物缶のみ、 それ以外は不燃ごみ)
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	資源ごみ [ビン] (ビン以外のガラス製 容器は不燃ごみ)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源ごみ [紙パック]
主としてダンボール製の容器	資源ごみ [ダンボール]
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ [ペットボトル]
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ [プラスチック・ビニール類]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

次ページ参照

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	56t		55t		55t		55t		54t	
主としてアルミ製の容器	225t		223t		222t		221t		219t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	121t		120t		120t		119t		118t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0t	121t	0t	120t	0t	120t	0t	119t	0t	118t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	189t		188t		187t		186t		185t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	189t	0t	188t	0t	187t	0t	186t	0t	185t	0t
その他の色のガラス製容器	(合計)									
	341t		339t		337t		335t		333t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0t	341t	0t	339t	0t	337t	0t	335t	0t	333t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	28t									
主としてダンボール製の容器	1,596		1588t		1578t		1568t		1557t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0t	0t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	453t		450t		448t		445t		442t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0t	453t	0t	450t	0t	448t	0t	445t	0t	442t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	2,276t		2,268t		2,258t		2,246t		2,234t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	2,173t	103t	2,161t	107t	2,148t	110t	2,135t	111t	2,119t	115t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0t	0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法別紙の参考資料を参照

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制で行う。缶、びん、古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）、ペットボトル等は資源ごみとして分別収集を実施している。

その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）については、現在、中間処理の民間委託等を考慮し、法に従った処理を行っている。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源ごみ/缶類 [飲料缶・果物缶]	委託業者 による 定期収集	市
	アルミ製容器	不燃ごみ [その他の缶]		
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ/ビン		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源ごみ/紙パック		民間業者
	ダンボール	資源ごみ/ダンボール		
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ/ペットボトル	民間業者(選別) 市(保管)	
	白色発泡スチロールトレイ製 食品トレイ及びその他のプラ スチック製容器包装	資源ごみ/プラスチック・ビニール類	民間業者	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当市では、缶（スチール、アルミ）、ビン（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）は、総合クリーンセンター内で選別処理等を行う。紙（紙パック、ダンボール）については、収集後、直接業者に売却する。ペットボトルについては、収集後、宮寺清掃センターを保管場所として、搬出する。プラスチック・ビニール類については、収集後の中間処理を民間業者に委託する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製容器	資源ごみ/缶 [飲料缶・果物缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	A
		不燃ごみ [その他の缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	B
	アルミ製容器	資源ごみ/缶 [飲料缶・くだもの缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	A
		不燃ごみ [その他の缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	B
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ/ビン	無色透明袋	平ボディ車・2 t	C
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	資源ごみ/紙パック	紐で縛る	平ボディ車・2 t	D
	ダンボール	資源ごみ/ダンボール	紐で縛る	平ボディ車・2 t	D
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ/ペットボトル	無色透明袋	塵芥車・2 t	E
	白色発泡スチロールトレイ製食品トレイ及びその他のプラスチック製容器包装	資源ごみ/プラスチック・ビニール類	無色透明袋	塵芥車・2 t	F

中 間 処 理	
A	総合クリーンセンター ○空缶処理施設 能力 5 t / 5 h 受入ホッパー ⇒ 破袋 ⇒ 磁力選別 ⇒ アルミ選別 ⇒ 圧縮成型 ⇒ 保管 ⇒ 搬出
B	総合クリーンセンター ○不燃ごみ処理施設 能力 40 t / 5 h (粗大ごみ併用) 受入ホッパー ⇒ 破袋 ⇒ 手選別 ⇒ 破砕 ⇒ 磁力選別 ⇒ 粒度選別 ⇒ アルミ選別 ⇒ 圧縮成型 ⇒ 保管 ⇒ 搬出
C	総合クリーンセンター ○空ビン処理施設 能力 12 t / 5 h 受入ホッパー ⇒ 手選別 ⇒ 破砕 ⇒ バンカ保管 ⇒ 搬出
D	直接売却
E	宮寺清掃センター ○保管選別施設 スtockヤード受入 ⇒ 手選別 ⇒ 圧縮梱包 ⇒ 保管 ⇒ 搬出
F	保管場所 (民間業者) ○保管施設 スtockヤード受入 ⇒ 手選別 ⇒ 圧縮梱包 ⇒ 保管 ⇒ 搬出

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 入間市分別収集計画は、平成17年度に策定(平成24年度に改訂)した一般廃棄物処理基本計画(平成18年度～32年度の15年間)に基づき適正な処理を行い、実情等の動向を注視しながら計画を実行していく。

(2) 容器包装廃棄物に着目したごみ質分析等を行い、分別の状況を的確に分析し、発生量の把握及び分別精度向上の基礎資料とする。